

規格基準の事前意図公告

〔この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第7条
及び附属書Bの5（a）に基づくものです。〕

食品、添加物等の規格基準の一部改正について

下記のとおり、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正を行う予定であるので、お知らせします。御意見のある場合には、理由を付して文書で御提出ください。

記

1 件名

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部改正

2 対象

- ・肉及び食用のくず肉（02.01, 02.02, 02.03, 02.04, 02.05, 02.06, 02.07, 02.08, 02.09）
- ・魚並びに甲殻類、軟体類及びその他の水棲無脊椎動物（03.02, 03.03, 03.04, 03.06, 03.07）
- ・酪農品（04.01, 04.07, 04.08）
- ・動物性生産品（05.04）
- ・動物性又は植物性の油脂（15.01, 15.02, 15.06）

3 趣旨及び目的

2015年2月3日付けG/SPS/N/JPN/396で掲載されたラサロシドの残留基準の改正案について、WTO/SPS 通報を通じて届いた意見及びデータに基づき修正したため、修正した改正案を通報する。

4 施行予定日

意見提出期限後、一定の周知期間の後、施行する予定

5 照会先

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 内線 2487

FAX 03-3501-4868

6 意見提出期限

W T O事務局から配布された後 6 0 日間